

津山市特定空家等及び危険空家除却補助制度のご案内

適切な管理が行われていない空き家が、防災・防犯、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼします。津山市では、特定空家等及び危険空家の除却を促進し、生活環境の改善を図るため、倒壊や建築部材の飛散のおそれがある危険な空家等の除却（解体）費用の一部を補助します。

特定空家等とは

空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項に規定している

- ①そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- ②そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- ③適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
- ④その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

危険空家とは

津山市特定空家等及び危険空家除却事業補助金交付要綱第2条に規定している特定空家等になる可能性のある空家等として市長が認定したもの。

1 補助率と補助限度額

- ・補助対象工事に係る経費の3分の1の額で、上限額は50万円
※補助対象工事に係る経費に消費税及び地方消費税は含まれません。詳細についてはお問合せください。

2 補助対象となる空家等

- (1) 津山市内にあること
- (2) 空家等対策の推進に関する特別措置法の規定による特定空家等として市長が認定したもの又は危険空家(特定空家等になる可能性のある空家等として市長が認定したもの)
- (3) 建築物に所有権以外の権利が設定されていないもの
※未登記の場合は固定資産評価証明に補助対象となる空家等が記載されていること
固定資産評価証明書に補助対象となる空家等が記載されていない場合は申立書を提出すること

3 補助対象者（申請者）

補助金の交付を受けることができる方は、次の全てを満たすこと

- (1) 補助対象となる空家等の所有者（個人もしくはその相続人）、または除却工事を実施することについて、所有者の承諾を得た個人
- (2) 市税等（市（区）町村民税・都道府県民税、固定資産税・都市計画税、国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料）を滞納していないこと
- (3) 津山市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等（暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者）でないこと
※この補助制度は個人を対象としています。

4 補助対象事業

- ・補助対象となる空家等について市内施工業者が施工する除却工事
※除却工事とは、建築物及びこれに付属する工作物の全部並びにその敷地に存する門扉、塀、立木等を撤去する工事
※市内施工業者とは、市内に本社、支店、営業所等の活動拠点を置き、建築関連業務等を営む者であって、建設業法第3条第1項及び第2項の規定による解体工事業の許可を受けなければならないものにあつては、当該許可を受けたもの

5 その他

- (1) 補助金交付決定前に、工事着手している場合は、補助対象となりません。
- (2) 空家等を除却した際は、課税課資産税家屋係へご連絡ください。また、登記している建物の場合は、滅失登記をお願いします。
- (3) 補助事業を実施した方は、特定空家等及び危険空家の跡地について、適切な管理を行ってください。
※補助金を申請される方は、補助要件がありますので事前にご相談ください。

手続きのながれ

補助金交付の手順 (① → ⑨ の順番でお願いします。)

<p>① 事前相談 ⇨</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; border: 1px solid black; padding: 2px;">補助対象の場合</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>② 補助金交付申請 ⇨</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>③ 補助金交付決定</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>④ 工事着手 ⇨</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>⑤ 工事完了</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>⑥ 実績報告書 ⇨</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>⑦ 補助金額の確定</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>⑧ 補助金請求 ⇨</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>⑨ 補助金支払 ⇨</p>	<p>申請予定の空家等が、補助対象となるかどうか事前にご相談ください。</p> <p>※ 補助金交付申請に必要な書類 (工事着手前に提出)</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 津山市特定空家等及び危険空家除却事業補助金交付申請書 (様式第1号) <input type="checkbox"/> 補助対象となる空家等のうち建築物の登記事項証明書 (未登記の場合は、固定資産評価証明書) ※未登記で固定資産評価証明書へ補助対象となる空家等が記載されていない場合、申立書 <input type="checkbox"/> 申請者の住民票の写し (申請者が相続人の場合は、戸籍謄本等の相続関係が分かる書類) <input type="checkbox"/> 津山市及び申請者住所地の自治体の市税等の滞納がないことを証する書類 <input type="checkbox"/> 除却工事の施工場所及び施工内容の明細が記載された見積書 ※見積書は出来る限り2社以上から取得し、比較検討してください。 <input type="checkbox"/> 補助対象となる空家等の現況写真 (全体を撮影したもので撮影日のあるもの) <input type="checkbox"/> 所有者 (所有者が亡くなっている場合は、相続人) が複数人の場合、除却工事を実施することについて全員の承諾書 <input type="checkbox"/> 代理受領 (予定・変更) 届出書 (様式第2号) (代理受領による場合に限る) <p>必ず補助金交付決定通知書受領後に契約締結、工事着手してください。</p> <p>※ 補助金実績報告に必要な書類 (工事完了後に提出)</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 津山市特定空家等及び危険空家除却事業実績報告書 (様式第5号) <input type="checkbox"/> 除却工事に係る契約書の写し (契約日が補助金交付決定日以降) <input type="checkbox"/> 除却工事の施工前、施工中及び施工後の複数箇所の写真 (撮影日のあるもの) <input type="checkbox"/> 建築基準法第15条第1項の規定による届出の写し (建築物除却届) <input type="checkbox"/> 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第1項の産業廃棄物管理票の写し (E票) <input type="checkbox"/> 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (建設リサイクル法) 第10条第1項の規定による届出の写し/届出済証 (ステッカー) の写し (延べ面積80㎡以上の建築物に関するもの) <input type="checkbox"/> 工事費の支出に係る証拠書類の写し (請求書及び領収書の写し) 【施工場所及び施工内容の明細が記載されたもの】 (代理受領による場合は、津山市特定空家等及び危険空家除却事業補助金交付要綱で定める領収書の提出が必要) <input type="checkbox"/> 内訳報告書 (様式第6号) (代理受領による場合に限る) <p>※ 支払に必要な書類 (補助金額確定通知受領後に提出)</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 請求書及び口座振替依頼書 (請求額、金融機関名、口座番号、口座名義人等記入) <input type="checkbox"/> 代理受領に係る委任状 (様式第7号) (代理受領による場合に限る) <p>指定口座へ補助金を支払います。</p>
---	---

【問い合わせ先】 〒708-8501 岡山県津山市山北520番地

津山市環境福祉部環境生活課 空家対策係

TEL 0868-32-2037 FAX 0868-32-2158

E-Mail kankyou@city.tsuyama.lg.jp

ホームページ <https://www.city.tsuyama.lg.jp>